

公益社団法人日本カーリング協会

世界カーリング連盟評議員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「協会」と呼ぶ）において、世界カーリング連盟に対して協会を代表する評議員の使命及び選解任等に係る手続き等について定める。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① W C F
世界カーリング連盟（World Curling Federation。本部：スコットランド、パース）を指す。
- ② W C F 総会
W C F 憲章（Constitution）8.1.1. において定める決議機関を指す。
- ③ 評議員
各加盟協会（Member Association）を代表してW C F 総会において決議権を行使するものとして、W C F 憲章 8.1.3. に基づいて選定される自然人を指す。

(選任)

第3条 評議員は、国際委員会の決議によって推薦し、理事会の承認により選任される。

2 国際委員会が前項の決議をする場合には、評議員が欠けた場合又はこの規程で定めた評議員の員数を欠くこととなるときに備えた補欠の評議員（以下「補欠評議員」と呼ぶ）を併せて推薦することができる。

3 理事会が前項に規定する補欠評議員を併せて承認したとき、評議員がこの規程で定めた評議員の員数を欠くこととなった場合には、補欠評議員は理事会の承認を経ることなく、評議員に就任することができる。

(協会と評議員との関係)

第4条 協会と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。

(評議員の資格)

第5条 評議員の選任にあたっては、国際的なカーリング振興に意欲を持ち、国際コミュニケーションが可能な者を選任するよう努めなければならない。

- 2 次に掲げる者は、評議員になることができない。
 - 一 協会に登録された競技者以外の者。
 - 二 W C F 憲章において、評議員との兼任が認められない役職にある者。
- 3 前項第 1 号にかかわらず、協会及び W C F の事情に精通する者であって、第 1 項に相当すると認められた者を、評議員として選任することができる。

(任期)

- 第 6 条 評議員の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結後最初に招集される理事会の終結の時までとする。
- 2 前項にかかわらず、理事会の決議により評議員の任期を短縮することができる。
 - 3 評議員は、第 1 項の理事会において別段の決議がされなかったときは、当該理事会において再任されたものとみなす。
 - 4 前各号の規定にかかわらず、以下の事由が発生した場合には、評議員の任期は、当該事由が発生した時に満了する。
 - 一 第 1 0 条第 1 項に定める評議員の員数に変更となった場合。
 - 二 第 1 0 条第 2 項に定める評議員の構成に係る W C F 憲章の定めが変更となったことにより、評議員の構成がその定めとそぐわないと理事会が決議した場合。

(解任)

- 第 7 条 評議員は、いつでも、理事会の決議によって解任することができる。

(評議員に欠員を生じた場合の措置)

- 第 8 条 この規程で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 2 前項に規定する場合において、理事会は、必要があると認めるときは、国際委員会の推薦を得ずに、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。

(評議員の職務)

- 第 9 条 評議員は、協会を代表する者として、W C F 主催の各種会議等に出席するとともに、W C F 総会において決議権を行使する。
- 2 評議員以外の者は、W C F 総会において協会を代表して決議権を行使することができない。

(評議員の員数及び構成)

- 第 1 0 条 評議員の員数は、W C F 憲章に定めるところによる。

- 2 評議員の構成について、特にW C F 憲章に定めがあるときは、評議員の選任は当該定めに従ったものとしなければならない。
- 3 W C F 憲章の定めが変更されたことにより、評議員の構成が当該定めを満たさないものと理事会が認めたときは、速やかに当該定めを満たす評議員を選任し直さなければならない。

(評議員の変更後の手続き)

第 1 1 条 事務局は、評議員の就任、退任、辞任又は解任があったときには、評議員の変更があった旨並びにその氏名及び連絡先等必要な事項を、W C F に対して遅滞なく通知する。

(規程の改廃)

第 1 2 条 本規程の改廃は、理事会決議をもってする。

令和 5 年 1 0 月 2 6 日制定 同日施行